

## 戦後70年 平和記念事業

10月15日(木)～22日(木)総合コミュニティセンター(湊町七丁目)で開催

戦後70年という節目の年を迎え、徐々に風化していく戦争の悲惨さや平和の尊さを改めて考え、戦争体験者の平和への思いを知り、次代に語り継いでいくために「平和のつどい」などを開催します。

### 平和資料展・ヒロシマ原爆展

〈オープニングセレモニー〉

**日時** 10月15日(木)10時～10時30分

**会場** コミュニティプラザ

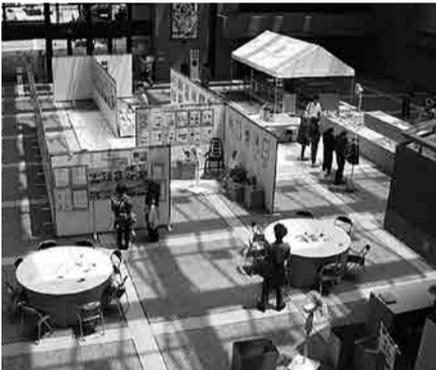
**内容** テープカットなど

〈平和資料展〉

**日時** 10月15日(木)～22日(木)。9～22時(19日(月)は休館。22日(木)は17時まで)

**会場** コミュニティプラザおよび展示室1

**内容** 戦争遺品・原爆資料の展示など



昨年の平和資料展

市民参画まちづくり課 ☎948-6814・FAX934-3157



10年前の追悼式の様子

### 戦争犠牲者追悼式

**日時** 10月15日(木)11時～11時50分

**会場** キャンペリアホール

**内容** 献花など

### 平和のつどい

**日時** 10月18日(日)13時30分～17時

**会場** キャンペリアホール

**内容** 清水小学校による群読「平和の詩」、記念講演、平和の語り部と平和子ども大使(高浜中学校)による平和シンポジウム、東中学校による平和をテーマにした曲の合唱

市民参画まちづくり課 ☎948-6814・FAX934-3157

## 本人通知制度 10月1日(木)スタート

### 登録手続きも同時受け付け開始

戸籍謄抄本を第三者や代理人に交付した場合、登録していた本人に交付したことを知らせる「本人通知制度」を10月1日から開始します。なお、通知を受けるためには市民課で登録手続きが必要です。

**登録開始日** 10月1日(木)から

**登録場所** 市民課(市役所本館1階)  
※支所や市民サービスセンターでは登録できません

**登録できる証明書** 戸籍謄抄本、住

民票の写し、戸籍の附票の写しなど  
**登録できる人** 登録できる証明書に記載または記録のある人で日本国内に住民票のある人

**登録に必要な物** 本人確認書類(運転免許証や健康保険証など)  
※本人以外の場合は委任状などが必要なため、事前にお問い合わせください

市民課 ☎948-6342・FAX934-1801

## 10月1日から 市屋外広告物条例が変わります

10月1日から市景観計画の区域が拡大されることに伴い、「市屋外広告物条例」の一部を改正し、広告物の許可基準や管理者の設置について新しい基準を設けます。

### 改正①景観計画区域内の広告物に対する許可基準

景観計画区域内で屋外広告物を表示・設置する場合は、景観計画に定められた広告物に関する基準に適合する必要があります。

〈景観計画内の主な基準〉

#### 中心地区景観計画区域

◆複数の事務所が混在する場合は、掲出箇所をまとめる

◆屋上広告物は設置しないよう努める

#### 二番町通り景観形成重点地区(大街道から西側。右図参照)

◆広告塔・広告板は建築物の後退部分0.5m以内には設置せず、これ以外にも設置しないよう努める

◆突き出した広告物は二番町通りから見える部分には設置しない

#### 眺望保全区域(右図参照)

◆景観計画に定める眺望保全ラインを超えて表示・設置しない

◆高彩度の色彩の使用は避ける

### 改正②屋外広告物の管理者について

広告物を表示・設置している期間の管理には、次の資格所有者が管理者になる必要があります  
▶屋外広告士/建築士/電気工事士/電気主任技術者/職業訓練修了者など(広告美術仕上げ、帆布製品製造取り付けにかかるものに限る)

※更新許可申請時の点検報告は管理者が行います。なお、以下の広告物には、管理者を設置する必要はありません▶貼り紙・貼り札など、広告旗、立看板▶表示面積が10平方m以下で高さが4m以下の広告物

都市デザイン課 ☎948-6518・FAX934-1807

## みんなの生活展 2015

10月17日(土)18日(日) 大街道商店街で

暮らしに役立つ情報がいっぱいの「みんなの生活展2015」を開催します。まつやま農林水産物ブランドが当たるスタンプラリーなど楽しいイベントもいっぱいです。ぜひ、ご来場ください。



今年のイベントの様子

**日時** 10月17日(土)・18日(日)。10～16時

**会場** 大街道商店街(大街道一・二丁目)

**内容** 〈子どもあそび場〉バルーンアート、工作など〈親子体験コーナー〉手すきはがき作り、台車レースなど〈消費者プラザ〉年金、労働問題、法律などに関する無料相談など〈環境プラザ〉水やりサイクルに関する展示など〈健康プラザ〉血

庄、体脂肪測定による健康相談など  
〈催し〉17日(土)=みきゃんと市キャラクター4体による国体応援イベント・写真撮影会、日本舞踊・獅子舞・大藏流狂言など▶18日(日)=ジャズダンス・フラダンス、トーンチャイムの演奏、悪質商法防止の寸劇など  
みんなの生活展事務局(市民相談課内) ☎948-6381・FAX934-1768

## マイナンバー 10月末～12月にかけて「通知カード」発送

マイナンバーが書かれた通知カードは、住民票の住所へ世帯ごとに簡易書留で送ります(転送不可)。



### 「通知カード」は、大切に保管を

通知カードは紙製で、表面に住所・氏名・生年月日・性別・マイナンバーが記載されています。マイナンバーは原則一生変わらないので、カードは大切に保管してください。

### 平成28年1月～カードを提示

健康保険や税の手続きでマイナンバーを記載した書類を提出するときに、マイナンバーの確認で通知カードを提示します。ただし、法律や条例で決められた手続き以外ではマイナンバーは使えません。

### 「個人番号カード」の申請書同封

本人確認にも使える顔写真付きの個人番号カードへの交換を希望する人は、同封の申請書を郵送またはホームページで〒219-8730地方公共団体情報システム機構個人番号カード交付申請書受付センターHP <https://www.kojinbangou-card.co.jp/>

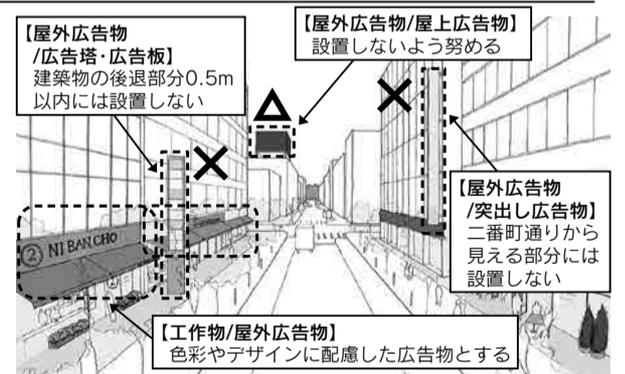
### 住民基本台帳カードをお持ちの人へ

12月末で住基カードの交付を終了します。すでに持っているカードは有効期限まで利用できますが、個人番号カードを交付する場合は住基カードを回収します。

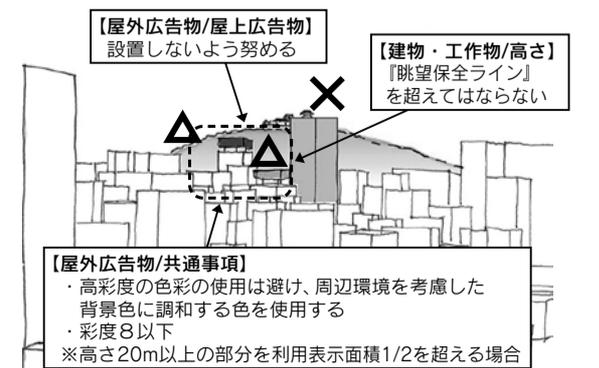
### 電子証明書の手続きが変わります

マイナンバー制度開始に伴い、12月24日(木)以降は住基カードに電子証明書を格納できません。平成28年1月以降は個人番号カードに格納します。

市民課 ☎0570-089-017(10/1開設ナビダイヤル) ☎948-6337・FAX934-1801



二番町通り景観形成重点地区(大街道から西側)



眺望保全区域